

共済のあゆみ

宮城県市町村職員共済組合 <http://www.kyosai-miyagi.or.jp>表紙写真
ご紹介

大和町「島田飴まつり」

大和町吉岡地区の吉岡八幡神社の冬の例祭「島田飴まつり」は、毎年12月14日に催される400年以上の歴史がある良縁祈願のお祭りです。このお祭りでのみ手に入れられる「島田飴」は花嫁の島田髪に似せた飴細工で、これを手に入ると翌年に良縁に恵まれるといわれています。

また、島田飴の奉納の為、花嫁を初めとした和装の人々が、吉岡八幡神社周辺を練り歩く「花嫁道仲行列」が同時開催されます。

島田飴について

ある年の12月14日、吉岡八幡神社の神主が村を通りかかったところ、高島田に髪を結った美しい花嫁が現れ恋煩いとなりました。恋煩いを悪化させて病に伏した神主を救ったのは、村人がこしらえた島田の髪形をした飴でした。神主は村の人々に感謝し、12月14日に縁結びの祭事を催すこととなりました。

▲大和町観光PRキャラクター
「アサヒナサブロー」

CONTENTS

年頭のごあいさつ	P 2
令和7年度「医療費通知書」について	P 3
在職老齢年金制度の見直しについて	P 4
「子ども・子育て支援納付金制度」の開始について	P 5
特定健診・特定保健指導は受けましたか？	P 6
特定健診・特定保健指導実施状況	P 7
第77回宮城県市町村職員野球大会	P 8
第66回宮城県市町村職員バレーボール大会	P 9
第54回宮城県市町村職員卓球大会	P 10

団体保険の募集のお知らせ	P 11
貸付事業のご案内	P 12
物資事業のご案内	P 13
傷病手当金について	P 14
こころケア♡とも	P 15
退職予定のみなさまへ	
退職後の医療保険制度について	P 16
任意継続組合員制度について	P 17
共済貯金からのお知らせ	P 18
共済貯金加入のご案内	P 19

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください

令和7年度「医療費通知書」送付します

組合員や被扶養者のみなさまが医療機関等を受診した際の医療費等を記載した「医療費通知書」を、1月下旬(予定)にお勤め先の共済事務担当課を経由してお届けします。令和7年度の医療費通知書は、共済のあゆみ10月号でお知らせしたとおり「令和7年1月から10月診療分」です。原則再発行は行いませんので、大切に保管してください。



医療費通知書(イメージ図)

※処理対象期間(診療期間は令和7年1月~10月)

令和7年3月~令和7年12月分

(氏名) 共済 太郎

(所属所名) 宮城県市町村職員共済組合

受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日数	診療区分 給付種別	医療費 総額	法定 給付額	公費 負担額	窓口 負担額	家族療 養費附 加金等	高額療養 費	支給額	確定申告用 自己負担額
共済 太郎	7 4	1	医科入院外	5000	3500		1500				1500
〇〇〇メディカルクリニック											
共済 太郎	7 4	1	調剤	3500	2450		1050				1050
〇〇〇調剤薬局〇〇店											
共済 花子	7 5	7	医科入院	150000	105000		45000	20000		20000	25000
〇〇〇大学病院											

(所属所)(番 号)(所属所・企業)(部課署コード)

200 200000 500 500

医療費控除の申告手続きに使用する際の注意点

- ◆医療機関等からの医療費の請求は、診療月より通常2ヵ月遅れで共済組合に届くため、**令和7年11月および12月診療分については反映されていませんので、医療機関発行の領収書等により申告してください。**
- ◆対象期間内であっても、医療機関等からの医療費の請求が遅れていると通知書に反映されません。この場合も領収書等により申告してください。
- ◆共済組合が把握していない医療費助成を受けている場合や、公費負担医療が含まれている場合は、実際の窓口負担額と異なる場合があります。その場合は、必要に応じてご自身で訂正して申告してください。
その他、医療費控除の申告に関することは、税務署へお問い合わせください。

マイナポータルから医療費の情報が確認できます

マイナンバーカードを利用登録している場合、アプリ「マイナポータル」にログインしていただくと、共済組合が通知する医療費の情報をいつでも確認することが可能です。

ご利用には「マイナンバーカード」および「4桁の暗証番号」が必要となりますので、ご準備のうえご利用ください。

▼Android



▼iPhone



在職老齢年金制度の見直し

令和8年4月1日から、年金を受給しながら働く高齢者が、年金の減額を意識せず、より多く働けるように、在職老齢年金制度の支給停止基準額が変更されます。

現在

支給停止基準額

51万円



令和8年4月～

支給停止基準額

62万円

(令和6年度の価額のため、賃金変動に応じて改定される予定です。)

在職老齢年金の支給停止

総報酬月額相当額と基本月額の合計額が**支給停止基準額**を超えると、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止になります。

$$\text{支給停止額} = \frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - \text{支給停止基準額})}{2} \times 12\text{月}$$

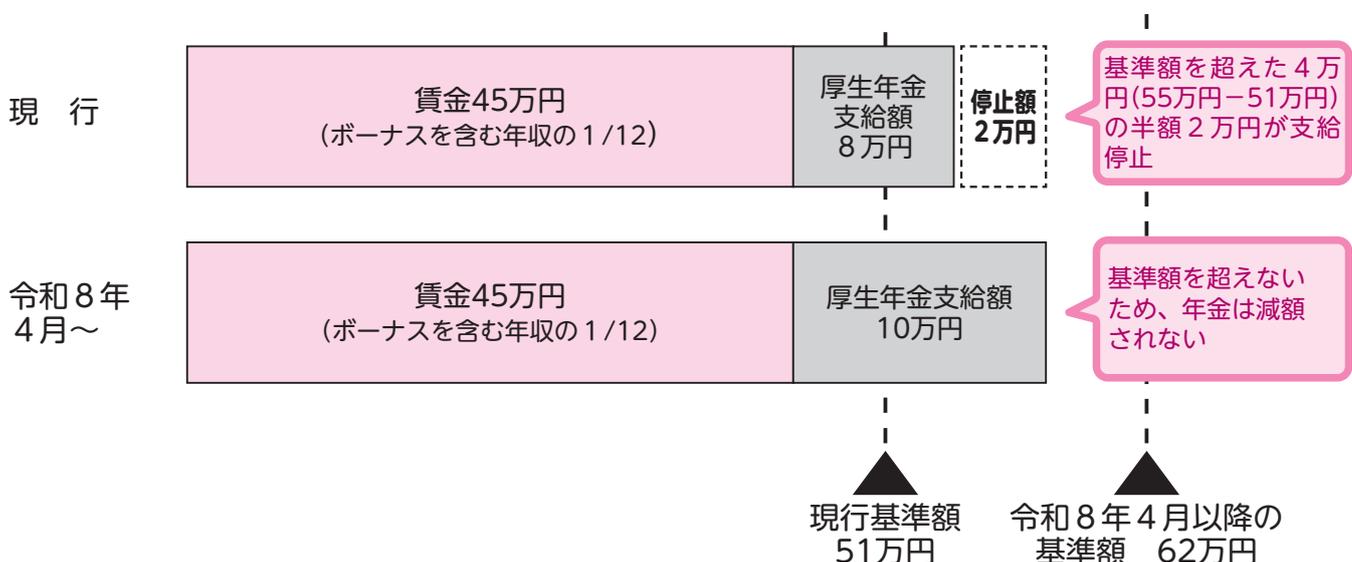
※総報酬月額相当額

「その月の標準報酬月額」+「その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12」

※基本月額

経過的加算と加給年金を除く老齢厚生年金の年額÷12

例 賃金45万円、厚生年金月額10万円の場合(賃金+厚生年金月額=55万円)



マイナ手続きポータル

ご自身の**公務員期間の年金記録等**を、マイナンバーカードとスマートフォン等を利用してインターネットで確認することができます。

ご利用するには、右の二次元コードをスマートフォンで読み取り、留意事項を確認のうえ、マイナ手続きポータルにお進みいただき、利用申込みを行ってください。

●利用時間：24時間365日（サーバーのメンテナンス時を除く）



利用申込みに必要なもの

マイナンバーカード、マイナンバーカードのパスワード、基礎年金番号

ご利用できる方

- ・組合員
- ・組合員であった方
(老齢または退職年金の受給をされている方、老齢厚生年金の支給開始年齢に達している方は除く。)

確認できる内容

- ・年金加入履歴・期間
 - ・保険料納付済額
 - ・標準報酬月額等
 - ・年金見込額※
 - ・給付算定基礎残高履歴
- ※年金見込額は、加入条件や経済動向により変動します。

相談窓口 (E-mailのみ)

全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課

Mail : mypo_kiroku@shichousonren.or.jp

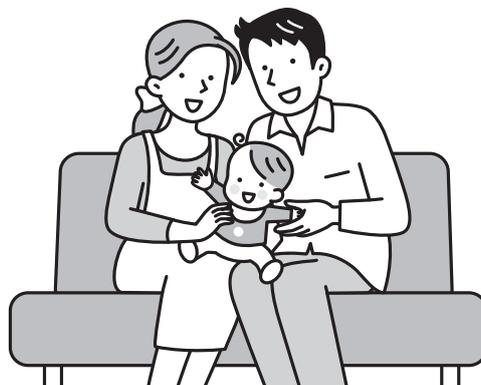
令和8年4月から

「子ども・子育て支援納付金」 制度が始まります

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」による地方公務員等共済組合法の改正により、令和7年4月1日からの「育児休業支援手当金」と「育児時短勤務手当金」の給付金の新設や、児童手当の拡充などを支える財源として、「子ども・子育て支援納付金」制度が令和8年度から段階的に導入されます。

納付に関する費用は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の折半となり、医療保険料と併せて徴収します。

掛金率等の詳細については、決定次第、お勤め先を通してお知らせします。



10年後もその先も、元気な身体を維持するために 40歳以上の被扶養者のみなさまへ 特定健診・特定保健指導は受けましたか？

今年度の有効期限は
令和8年3月31日です。
早めに受けましょう！

特定健康診査

(特定健診)

お体の状況を確認するため健診は毎年受けましょう！
※特定健診は、法律で保険者に実施が義務づけられています。

■特定健診とは

生活習慣病の予防のために、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドローム(メタボ)に着目した健診を行います。

■メタボリックシンドローム(メタボ)とは

内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わされることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態を指し、単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームにはあてはまりません。

■特定健診の健診項目 メタボリックシンドロームに着目した項目

【基本的な健診の項目(必須項目)】

- ◆既往歴調査(服薬歴および喫煙歴は必須)
- ◆身体計測(身長、体重、腹囲、BMI)
- ◆肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- ◆血中脂質検査(中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール)
- ◆血糖検査(空腹時血糖またはHbA1c)
- ◆尿検査(尿糖、尿蛋白)
- ◆理化学的検査(自覚症状および他覚症状)
- ◆血圧

【詳細な健診の項目(医師の判断に基づき実施する項目)】

- ◆血液学検査(貧血検査)(ヘマトクリット値、血色素、赤血球数)
- ◆心電図
- ◆眼底検査
- ◆血清クレアチニン検査(eGFR)



【パート先等お勤め先で健診を受けた方】 【個人で人間ドックを受けた方】

あらためて特定健診を受ける必要はありません。上記の健診の必須項目を満たしていれば特定健診を受診したことになりますので、以下の書類を共済組合にご提出ください。

【ご提出いただく書類】

- ①健診結果の写し(全ページ)
- ②特定健康診査受診券
- ③特定健康診査質問票(※)

※当組合から特定健康診査受診券を配布時、一緒に配布
※当組合ホームページの「申請書類一覧」からダウンロードできます。



【これから受けたい方】

■健診受診方法

健診センター、近くの医院等で
事前にご予約のうえ受診ください。
※健診機関は共済組合ホームページからご確認ください。

■健診料

「特定健康診査受診券」をお持ちの方は**上記健診項目が無料**で受けられます。

特定保健指導

「利用券」が届いた方は、ご自身およびご家族のために保健指導を受けましょう！

■特定保健指導とは

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、**生活習慣の改善による生活習慣病予防の効果が多く期待できる方に対し**、専門スタッフ(保健師、管理栄養士など)が生活習慣を見直すサポートをします。

■利用方法

特定保健指導の対象となった方に共済組合から「特定保健指導利用券」をお送りします。届いた方は、希望の指導機関へご予約のうえ、ご利用ください。(※利用券が届く前に特定保健指導を始めている場合は、そのまま継続で大丈夫です)

■利用料 **無料**

◎問い合わせ先 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

特定健診・特定保健指導 実施状況

共済組合では、組合員と被扶養者の方の健康保持・増進と、短期経理の財政安定化のため、データヘルス計画を策定しています。健康状態確認のための特定健診と、将来のリスクがある方の改善のための特定保健指導の状況をご報告いたします。

1 特定健康診査の受診状況(受診率)

メタボリックシンドロームをはじめ、生活習慣病の発見に的を絞った健診で、国が設定した目標値を踏まえ、本組合データヘルス計画においても受診率の目標値を設定、国への報告を行っています。

(単位：%)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	88.0	90.0	92.0
実績値	88.9	81.2	89.1
(うち組合員)	96.5	87.1	96.2
(うち被扶養者等)	56.9	51.2	51.5

※各年実績値は、国への法定報告値(各年11月1日時点)を記載

組合員・被扶養者ともに前年度より実績値が増加しました。

年に一度、体の状態を知るための健診の大切さや、健診の負担の少なさを継続して発信し、引き続き健康増進に努めます。

お願い

被扶養者の方が、パート先等で健診を受診されている場合、健診結果表のご提出のご協力をお願いいたします。特定健診受診実績に計上されます。また、あらためて健診を受ける必要はありません。

2 特定保健指導の実施状況(実施率)

健診の結果から、このままの生活習慣では生活習慣病リスクのある方へ、生活習慣の意識づくりをするため、特定保健指導を実施しています。国が設定した目標値を踏まえ、本組合データヘルス計画においてもその実施率の目標値を設定、国への報告を行っています。

(単位：%、人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	40.0	45.0	30.0
実績値	27.0	26.9	24.9
(対象者数)	2,262	2,541	2,691
(終了者数)	611	684	671

※各年実績値は、国への法定報告値(各年11月1日時点)を記載

令和5年度、6年度では特定健診対象者数はあまり変わりませんでした。保健指導対象者数が、150名ほど増加しました。

終了者数を鑑みると、生活習慣病のリスクのある方が治療や生活習慣の改善等で将来のリスクへ備えていただけるよう、引き続き保健指導の利用促進に努める必要があります。

3 健診レベル判定

令和5年度から令和6年度の特定健診のレベル判定結果の推移は下記のとおりとなりました。肥満の方は非肥満の方に比べて受診勧奨判定値該当者や服薬中の方の割合が大きくなっています。体重適正化や重症化予防が重要となってきますので、引き続き保健指導等をご活用ください。

今後も継続して
健診受診しよう

生活習慣の
見直しを！

医療機関の
受診を！

必要な治療の
継続・改善を

	健診基準内	保健指導判定値該当	受診勧奨判定値該当	服薬中
肥 満	5.1 → 5.4	9.1 → 8.5	7.5 → 7.6	17.7 → 18.2
非肥満	25.9 → 25.9	15.3 → 15.3	6.9 → 6.5	12.5 → 12.6

(単位：%)

4 健診がスタート！

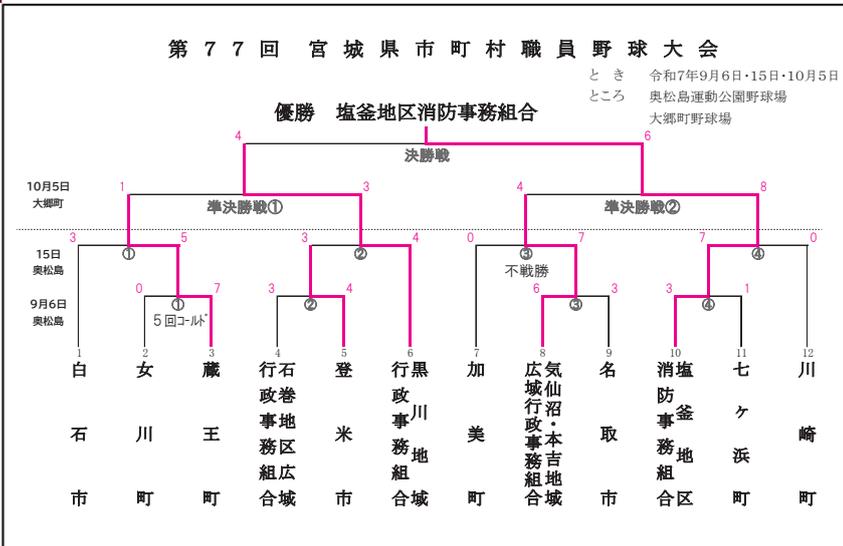
健診は、健康状態を確認する手段の一つです。「健診を受ければ終わり」ではありません。生活習慣病は自覚症状が少ないまま進行し、やがて命にかかわる重大な病気を引き起こしますが、その多くは**予防が可能**といわれています。

組合員のみなさまにおかれましては、職場の定期検診のほか**人間ドック利用助成**や**がん検診・脳検診助成**を活用し、定期的な検診で健康の変化にお気をつけいただき、特定保健指導等の対象となられた場合には、生活習慣改善・予防のためご利用ください。



健康経営杯 市町村職員

第77回野球大会



決勝戦	1	2	3	4	5	6	7	計
塩釜消防	4	0	0	0	0	0	2	6
黒川行政	0	0	0	4	0	0	0	4



初優勝 塩釜地区消防事務組合チーム



準優勝 黒川地域行政事務組合チーム

9月6日、15日、10月5日に野球大会を開催しました。

決勝戦は、塩釜地区消防事務組合チームと黒川地域行政事務組合チームの対戦となりました。1回に塩釜消防チームが4点先制しますが、4回に黒川行政チームが追いつき、そのまま最終7回へ。塩釜消防チームが2点勝ち越し、初優勝を飾りました。

今大会は、柵越えのホームランも数多く出るなど、プレーの面でも大いに盛り上がりました。士気が鼓舞されるような応援も、各チームのカラーが感じられ、非常に活気のある大会となりました。



<優秀選手賞>左から
村井選手(塩釜消防)
札選手(黒川行政)
土井選手(塩釜消防)

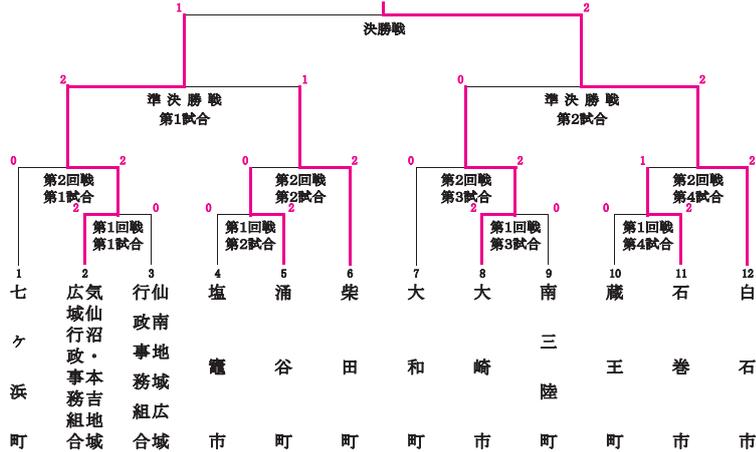
球技大会 開催しました

第66回バレーボール大会

第66回宮城県市町村職員 バレーボール大会

とき 令和7年10月25日(土)
ところ 富谷スポーツセンター

優勝 白石市



決勝戦 気仙沼・本吉広域 1 | 9-21 | 21-19 | 14-21 | 2 白石市

10月25日にバレーボール大会を開催しました。

決勝戦は、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合チームと白石市チームの対戦となりました。試合はフルセットまでおよび、第1、第3セットを取得した白石市が優勝し、2連覇を達成しました。両チームとも、疲労が見える中、ボールを繋ぐ姿には、胸が熱くなりました。

また、各チーム、プレー中や得点後など、メンバー同士での前向きなコミュニケーションが見られ、チームの一体感を感じました。



2連覇 優勝 白石市チーム



準優勝 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合チーム



<優秀選手賞>左から
真山選手(白石市)
遠藤選手(白石市)
芳賀選手(気・本広域)

有限会社 みやぎ共済が取り扱っている団体保険のうち、「所得補償保険」については令和8年6月に、「傷害総合保険」「新・団体医療保険」「親子のちから」については令和8年7月に、保険の更新の時期となります。

これらの保険は、宮城県市町村職員共済組合の組合員を対象にしたもので、団体割引により保険料が割安となっている保険です。現在ご加入いただいている方は引き続き加入をお願いします。

現在ご加入されていない方についても、この機会に加入をご検討ください。

団体保険の募集を開始します！

団体保険

- ◎**傷害総合保険**(事故によるけが等を補償。個人賠償責任補償特約、天災危険補償特約付)
個人コースには携行品損害付、またゴルフ特約や弁護士費用補償特約(弁護のちから)を選択可能
- ◎**所得補償保険**(病気やけがで就業できない場合365日補償)
- ◎**新・団体医療保険**(病気による入院・手術・退院後通院、三大疾病診断金、先進医療等費用を補償)
(医療保険基本特約・疾病保険特約等セット団体総合保険)
- ◎**団体総合保険「親子のちから」**(組合員等の両親(対象者)が所定の要介護状態となった場合に、被保険者が負担した親の介護サービス利用費用を補償)

○**募集期間** 令和8年2月6日(金)～3月13日(金)

○**保険期間** 所得補償保険：令和8年6月1日午後4時～1年間
傷害総合保険、新・団体医療保険および親子のちから
：令和8年7月1日午後4時～1年間

- ・加入資格：宮城県市町村職員共済組合の組合員
- ・加入対象者：組合員、組合員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族
(親子のちからの加入対象者は、組合員の両親、配偶者の両親)

* 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変更となることがあります。

そのほかにも、各種保険を取り扱っております。

* 上記は概要を説明したものです。詳しい内容については、みやぎ共済または損害保険ジャパンまでお問い合わせください。



お問い合わせは下記代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済

〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目10番25号

TEL 022-223-0740 FAX 022-215-0785

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

引受保険会社名

損害保険ジャパン株式会社

仙台支店法人第一支社

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35

TEL 050-3788-3655 FAX 022-298-2271

(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。)

承認番号 SJ25-09875 作成日2025年11月18日

学費・家賃等々のお支払いに…入学貸付・修学貸付をご利用ください

入学貸付 入学する対象者ごと、入学ごとに、ご利用できます

【貸付金額】 1万円～200万円(1万円単位) 【送金日】 申込書を受付後、7営業日以内の送金
 【貸付限度額】 入学する対象者ごと、入学ごとに、給料月額⁶に相当する金額で200万円
 【入学貸付限度額の計算例】
 給料月額 330,000円×6ヵ月=1,980,000円→限度額 198万円 給料月額：給与明細の給料額

修学貸付 修学する対象者ごと、一学年ごとに、ご利用できます

お申込みが2月・3月・4月の場合、1年間(4月～翌年3月)の費用を貸付けします

【貸付金額】 1万円～180万円(1万円単位) 【送金日】 1日～15日受付→受付月の末日
 【貸付限度額】 修学する対象者ごと、一学年ごとに、通学する教育機関の修業年限(4年制の場合、4年)を限度に180万円 16日～月末受付→受付月の翌月15日
 ※休日の場合は、前営業日に送金します

【2月・3月・4月お申込みの場合の貸付金額】

12万円	24万円	36万円	48万円	60万円	72万円	84万円	96万円
108万円	120万円	132万円	144万円	156万円	168万円	180万円	

2月受付分は
3月13日(金)
送金です!

※5月～翌年1月お申込みの場合は、月が経過するごとに貸付金額が変わります。

申込対象者ごとに利用可能な限度額例

申込対象者ごと	高校1年(入学)	高校2年	高校3年	大学1年(入学)	大学2年	大学3年	大学4年	大学院
入学貸付	限度額 200万円	—	—	限度額 200万円	—	—	—	限度額 200万円
修学貸付	限度額 180万円	対象外						

※入学年度は、入学貸付と修学貸付の両方利用可能で、必要となる費用の範囲で併用できます。

対象者

組合員およびその被扶養者
(被扶養者でない子を含む)

年利率 変動
1.26%

対象の学校

注) 大学院：入学貸付のみ対象

高等学校、中等教育学校(後期課程に限る)、大学(大学院)、短期大学、高等専門学校、専修学校および各種学校、これらに準ずる外国の教育機関

対象になる費用

入学金、授業料、同時に納入する諸費用、教材費(パソコン・教科書等)、制服代、修学旅行代、通学費(定期券・自転車)、寮費等、賃貸費用、賃貸等へ入居の際の生活必需品の購入費用、その他必要な費用

お申込み書類

お勤め先の共済事務担当課を通じてお申込みください。

- ①貸付申込書
- ②借入状況等申告書
- ③団体信用生命保険加入申込書(任意加入)
- ④給与明細書のコピー(貸付申込月のもの・給料月額確認用)
- ⑤合格通知書等のコピー(入学貸付の場合)
- ⑥在学証明書(修学貸付の場合) ※入学前は、在学証明書に代えて合格通知書等のコピー可
- ⑦入学・修学に必要な費用がわかる書類
- ⑧戸籍抄本または住民票(対象者が被扶養者でない子の場合)

- ◆①②③の書類は共済事務担当課にあります。
- ◆他の金融機関等からの借入れがある場合、借入状況と償還額がわかる書類(償還表等のコピー)が必要となります。
- ◆他の金融機関等の返済額を含めた毎月の返済額および年間の返済額が、給料月額および年収額の30%を超える場合はお申込みできません。
- ◆任期の定めのある組合員様(短時間勤務職員等)については、任用期間内に償還を終了していただくことになります。そのため、貸付金限度額等については、この限りではありませんのでご注意ください。

償還金額例

ご利用金額	毎月償還の場合	ボーナス併用償還の場合		据置期間の利息 毎月の償還額
	毎月の償還額	毎月の償還額	ボーナス分償還額	
入学貸付200万円	17,747円	11,830円	35,490円	2,100円
修学貸付180万円	12,976円	8,649円	25,947円	1,890円

貸付金額、償還金額等は
共済組合のホームページで
ご覧いただけます。



【物資事業】よくあるご質問

物資事業は、みなさまが指定店から物品を購入したとき、購入代金を共済組合が立替えて支払い、利用者は購入代金を分割して毎月の給料等から共済組合へ返済していただく制度です。



金利はどれくらい？

一般物資
利息なし
利用80万円まで※



自転車・バイク・
時計・タイヤなど

自動車物資
年利2.0%
300万円まで※



普通車・軽自動車

利息のイメージ

	年利6% 返済総額	年利2% 返済総額
借入300万円 (7年返済)	約370万円	約320万円
借入200万円 (5年返済)	約230万円	約210万円
借入100万円 (3年返済)	約110万円	約103万円

ディーラーでローンを組むと相場は4～8%、銀行は2～4%と言われています。金利の高いローンを選ぶと数十万円損をすることも…！組合員のみなさまは、金利の低い共済物資をご利用ください！

※ご利用金額は、在職中に返済できる金額に限ります。



一括返済できる？

一括で全額返済に対応できます。また、全額だけでなく、任意の金額を返済する繰上げ返済にも対応しています。

⇒ディーラーや銀行ローンの一部では、5,000円ほど手数料がかかる場合もあるようですが、共済物資では、一括、繰上げ返済の**手数料は無料**です！（別途送金手数料がかかる場合もあります。）

申込方法は？

自動車購入票(イメージ)

共済 組太郎 印	
キョウサイミナトウ	300万円
<input type="radio"/> 市長 印	<input checked="" type="radio"/> 自動車

指定店での商談で、「共済物資」利用の希望をお伝えください。利用金額が決まりましたら、お勤め先の共済事務担当課へ、「購入票」の発行を依頼してください。

「購入票」が発行されたら、指定店に提出してください！共済組合が立替え払いし、毎月の返済が始まります。

下記から、契約指定店一覧をご覧ください！

県内各地の自動車指定店



バイク屋さん・仏壇屋さん仲間入り！

一般物資指定店



お気軽にお問い合わせ
ください！

福祉課 TEL 022-263-6413

傷病手当金

～病気やケガで勤務を休み報酬が支給されないとき～

組合員が公務によらない病気やケガで引き続いて勤務することができず、報酬の全部または一部が支給されないとき、傷病手当金が支給されます。

支給期間

支給開始日から1年6ヵ月(結核性の病気は3年)

支給日額

●組合員期間が1年以上の場合

過去1年間の標準報酬月額平均 $\div 22 \times 2 / 3$

●組合員期間が1年未満の場合

支給開始月以前の継続した組合員期間の
標準報酬月額平均

または

320,000円

(前年度9月30日時点の全組合員の平均標準報酬月額)

のいずれか
低い額 $\div 22 \times 2 / 3$

- ▶ 支給開始日は、勤務することができなくなった日から4日目以降で、支給日額が報酬日額を上回った日になります。

報酬日額 = 日々の勤務に対して支給されるもの(給料月額等) \div 勤務を要する日数
+ 月額で支給されるもの(扶養手当等) $\div 22$

- ▶ 報酬の一部が支給されるときは、支給日額から報酬日額を差し引いて支給します。
- ▶ 勤務できなかった日数分(週休日を除く)を1ヵ月単位で支給します。

このような場合は退職後も支給されます！

退職日まで継続して1年以上の組合員期間があり、退職日時点で傷病手当金が支給されているか、報酬が支給されているため傷病手当金が支給されていない場合は、退職後にその傷病により就労できなければ傷病手当金が支給されます。

～同一の傷病における障害事由の年金との調整～

傷病手当金と同一の傷病における障害事由の年金を受け取る場合、傷病手当金との調整が行われます。(地方公務員等共済組合法第68条第6項)

また、障害厚生年金等が遡及して支給開始された場合、既に給付済みの傷病手当金を返還いただく場合があります。

こころケア♡とも



つむぐ健康、つながる未来。

ご自身のお悩みはもちろん 職場のお仲間やお友達のこともご相談いただけます
 利用者名や相談内容等は守秘事項として厳正に管理され 職場に知られることはありません
 ひとりで悩まないで 疲れてしまう前にどうぞお気軽にご利用ください



事業案内

カウンセラー

公認心理師・臨床心理士・精神保健福祉士 吉田 香里(オフィスろごす代表)

	カウンセリング相談	コンサルティング相談
利用者	組合員本人、上司や部下、同僚など	所属所の人事管理部門の担当者や復職支援する担当課や担当者など
内容	メンタルヘルスやハラスメント等に関する個別相談	不調者の病気休業の相談や休業中の対応方法、職場復帰支援や配置換えなどに関する人事管理などの組織運営全般の相談

- 場所** 共済組合事務局会議室 (対面式)
- 利用日** 毎週月曜日
午後1時～5時
- 時間** 1回の相談につき1時間 (4回/日)
- 料金** 無料
- ホームページ** <https://www.kyosai-miyagi.or.jp/>

ご予約の手順

二次元コードから空き状況を確認
 (共済組合ホームページ「お知らせ」ページ)

▼
 組合員証(マイナ保険証)を
 お手元にご用意

▼
 お電話にてご予約
 (福祉課 **022-263-6413**)



空き状況

働く人のこころの健康に関する
 さまざまな情報を提供しています

- 相談窓口案内
- セルフチェック
- eラーニング
- 事例紹介
- Q&A
- 動画
- ストレスチェック制度



こころの耳の相談窓口

- 電話相談
- SNS相談
- メール相談



※相談の受付には利用規約への同意が必要です。
 あらかじめ利用規約をご確認ください。

こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト



あなたのこころとからだは
SOSを出していませんか?

あなたのつらさを軽くするためのヒントや
 相談窓口があります



事業者の方へ

職場のメンタルヘルス対策に
 役立つ情報もあります

こころの耳

検索

<https://kokoro.mhlw.go.jp>

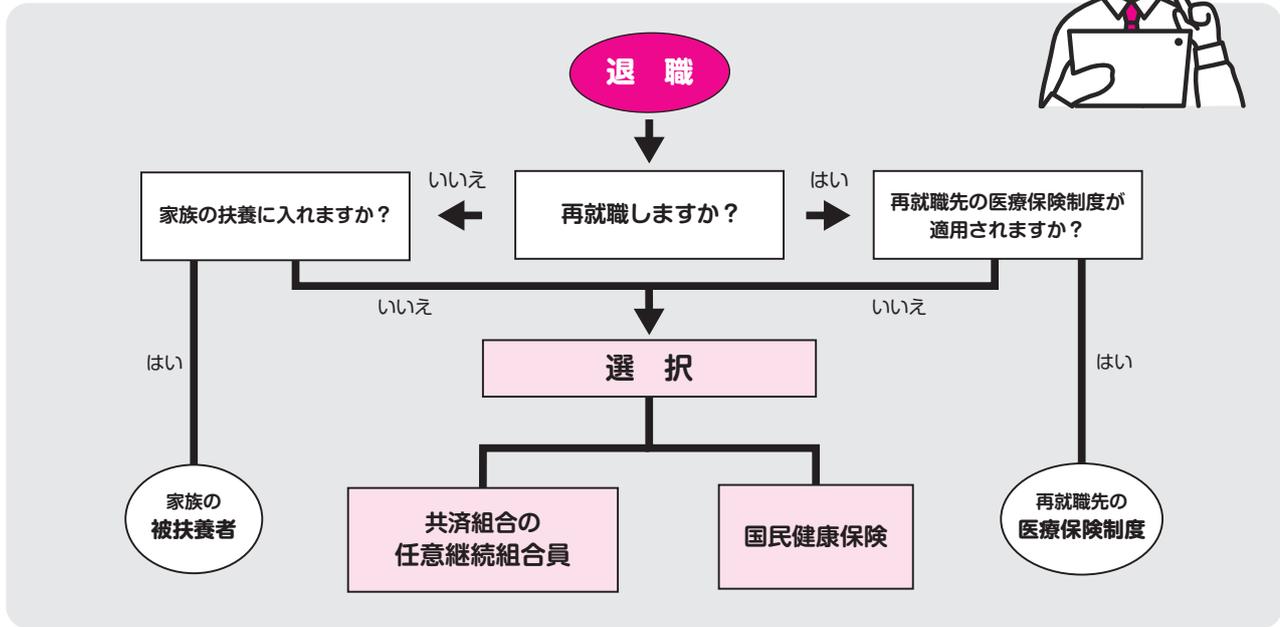


退職後の医療保険制度について

組合員のみなさまが退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失することとなります。

そのため、退職日の翌日からは下記チャートに沿ったいずれかの医療保険制度に加入することとなります。

※退職後、再任用職員となる方は、引き続き組合員の資格がありますので、医療保険制度の切り替え手続きは不要です！



任継? 国保? 選択のポイント



どんな違いがあるの?

〈参考：令和7年度〉

	任意継続組合員 (任継)	国民健康保険 (国保)
保険料 (掛金)	退職時の標準報酬月額または全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額 ※詳細は次のページ	各市町村により異なります。 (被保険者の所得割、均等割、平等割などの合算額)
附加給付	・一部負担金払戻金 ・家族療養費附加金等 (共済組合独自の給付)	
福祉事業	・特定健康診査 ・メンタルヘルス電話相談等の利用	「国保人間ドック」など市町村によって助成がある場合があります。
手続き	退職日から20日以内に、退職した所属所を通して申請	退職日から14日以内に、居住地の市区町村に申請
加入可能期間	退職日の翌日から最大2年間	期限なし

任継 → 国保

途中変更可能です！

1年目(退職時)は国民健康保険料より任意継続掛金が少ない場合でも、**2年目(退職の翌年4月時点)は任意継続掛金より国民健康保険料の方が少なくなる場合があります！**

そのため、**1年目は任意継続、2年目からは国民健康保険に切替えることも可能**ですので、保険料を試算のうえご検討ください!!

任意継続組合員制度について

任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった者が、退職後も引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を**最大2年間**受けることができる制度です。

手続きの流れ

退職日から20日以内に「任継資格取得申出書」を退職した所属所を通じて共済組合に提出してください。

任意継続組合員の掛金

任継掛金 短期掛金(月額) = 掛金の標準となる額 × 令和8年度掛金率(未定※1)
介護掛金(月額) = 掛金の標準となる額 × 令和8年度掛金率(未定※1)
(40歳以上65歳未満の方)

子ども・子育て支援掛金(月額) = 掛金の標準となる額 × 令和8年度掛金率(未定※1)

掛金の標準となる額…次のうちいずれか少ない金額

- ①退職時の標準報酬月額(退職月の掛金の標準となった標準報酬月額)
- ②毎年9月30日時点の全組合員の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめた額(令和7年度は320,000円)

※1 決定したい随時お知らせします!!

<参考(令和7年度)>

短期掛金率 96.80/1000
介護掛金率 15.88/1000

受けられる短期給付

- 療養の給付
- 入院時食事(生活)療養費
- 療養費
- 訪問看護療養費
- 高額療養費
- 出産費
- 埋葬料
- 弔慰金
- 災害見舞金等

利用できる福祉事業

- 特定健康診査
- 委託保養所利用助成
- 他組合宿泊施設利用助成
- パレス松洲利用助成
- 共済貯金(P18参照)

払込み方法

①月払い ②半年払い ③年払い のいずれかが選択できます。

※半年払い・年払いの場合は前納による割引制度があり、途中脱退の場合は、**未経過期間分の掛金はお返しします。**



掛金の払込みは、
月払いよりも
半年払い・年払い
がお得

●令和7年度の掛金上限の場合

任継掛金の算定の標準となる額：320,000円(標準報酬月額)

★月払い(1ヵ月分×12回納付) 371,712円

★年払い(4月分から翌年3月分まで一括納付) 365,113円

月払いと年払いの差額 6,599円

任意継続 Q & A

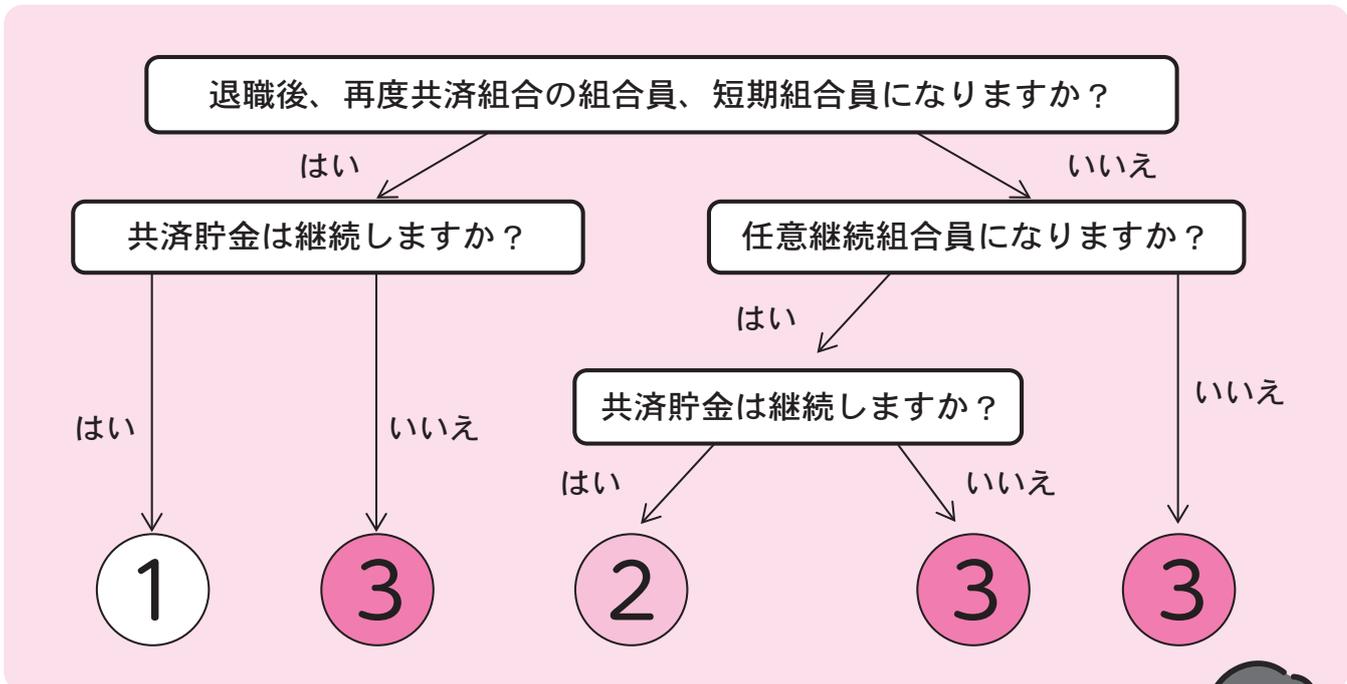
Q 現職時に認定されていた被扶養者はどうなるの？

A 組合員が任意継続組合員資格を取得する際に、**認定要件を満たしていた方は引き続き被扶養者としての資格が継続されます。**

Q 任意継続組合員になっている間に、国民健康保険に入る場合や家族の扶養に入ることになる場合はどうするの？

A 資格喪失申出書を共済組合に送付してください。共済組合が申告書を受理した翌月1日付けの資格喪失証明書を発行しますので、翌月1日からは国民健康保険やご家族の扶養に加入してください。

共済貯金に加入中のご退職されるみなさまは加入資格を喪失しますので解約の手続きが必要となります。下記チャートに沿って手続きを行ってください。



- ①の方…在職中と同様に積立も払戻も行うことができます。
お勤め先の共済事務担当課に継続する旨をお申し出ください。
- ②の方…任意継続組合員の期間中は継続加入できます。
お勤め先の共済担当課に継続する旨をお申し出ください。
なお、払い戻しをすることはできますが新たに積み立てをすることはできません。
- ③の方…共済貯金解約手続きが必要となります。
お勤め先の共済事務担当課を通じて「貯金払戻請求書」をご提出ください。



よくある質問

- Q 任意継続組合員になる予定ですが、いつまで積立を行うことができますか？
A 退職する当日まで積立を行うことができます。退職日の翌日(任意継続組合員になった日)からは積立を行うことができませんのでご注意ください。
- Q 解約の払戻請求書はいつまでに出せばよいですか？
A お勤め先の共済事務担当課を通して、退職日の属する月の第3回の払い戻し締切日までに共済組合に届くよう提出してください。
- Q 任意継続組合員になる予定ですが、共済貯金の残高に利息は付きますか？
A これまでと同様に貯金に利息は付されます。
- Q 退職日から1日、2日開けて再任用となる場合は解約する必要はありますか？
A その間組合員資格を喪失することになるので、一度解約していただく必要があります。共済貯金を続けたい場合は再任用日以降に再度加入してください。
なお、退職して任意継続組合員になった場合は解約の必要はございません。

お得な共済貯金のご案内

気軽に計画的に資産形成

自分で決めた金額を給与・賞与から天引きして積立できます。NISAで積立中の方も共済貯金の活用でより安定した資産形成ができます。

急な出費への備えに

月3回払戻日を設けております。投資ではなく貯金ですので、元本割れの心配はありません。

利率
1.2%

余裕ができたときだけでもOK

お好きな時にお好きな額を積立する臨時積立もごございます。

よくあるご質問

臨時積立のみ
ご希望の方でも
加入できます！



Q

臨時積立の方法は？

お勤め先の共済事務担当課で臨時積立したい旨をお伝えください。

A

Q

積立額を変更したい

「貯金変更届」をご記入の上、お勤め先の共済事務担当課にご提出ください。

A

Q

短期組合員(再任用、会計年度任用職員)だけど加入できる？

はい。短期組合員は一般組合員と同様に加入・積立・払戻ができます。

A

新規加入・貯金額変更のお手続き方法

「貯金加入申込書」または
「貯金変更届書」※を記入



お勤め先の共済事務
担当課に提出



共済事務担当課が
共済組合へ提出



※各用紙は共済組合ホームページまたはお勤め先の共済事務担当課で入手できます

共済貯金締切日および払戻日のお知らせ

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
令和8年1月	1/5(月)	1/13(火)	1/9(金)	1/20(火)	1/20(火)	1/30(金)
2月	2/2(月)	2/10(火)	2/10(火)	2/20(金)	2/20(金)	2/27(金)
3月	3/2(月)	3/10(火)	3/10(火)	3/19(木)	3/19(木)	3/30(月)
4月(予定)	4/2(木)	4/10(金)	4/10(金)	4/20(月)	4/20(月)	4/30(木)

※貯金加入申込書は右の二次元コードからダウンロードいただけます。また、共済事務担当課からも入手することができます



●問い合わせ先 総務課経理係

TEL 022-263-6414

●貯金事業ホームページ

<https://www.kyosai-miyagi.or.jp/fukushi/chokin.html>



ぽかぽか温泉に、旬の味覚。
冬の松島にお越しく下さい。

おひとりさま1泊2食 **7,300円**～

(平日・松洲膳コース、利用助成券使用時入湯税・宿泊税別)



宮城県市町村職員共済組合保養所

パレス松洲

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38

Tel. 022-354-2106 Fax. 022-354-4020

<https://www.palace-matsushima.jp>



宮城 共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3 (自治会館内)
●編集発行人 丸山 泰弘・電話022 (723) 2525